



長野県報

8月15日(月)
平成17年
(2005年)
第1685号

目 次

告 示

介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者及び指定居宅介護支援事業者の指定（高齢福祉課）	1
解除予定保安林（森林保全課）	2
公職選挙法の規定に基づく開票区の設置（選挙管理委員会）	2
政見放送及び経歴放送実施規程に基づく衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者届出政党が政見放送を行うことができる一般放送事業者及び当該一般放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数（選挙管理委員会）	2
公 告	
一般競争入札（管財課）	3
特定非営利活動法人の設立の認証申請（生活文化課NPO活動推進室）	3
特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請（3件）（生活文化課NPO活動推進室）	4
土地改良区の定款変更の認可（土地改良課）	4
土地改良事業の施行に伴う換地計画の縦覧（4件）（農村整備課）	4
一般競争入札の中止（4件）（管財課）	5
土地改良事業施行協議の審査結果の縦覧（3件）（土地改良課）	5
土地改良区役員の就退任の届出（3件）（土地改良課）	6
平成18年度長野県立高等学校実習助手採用選考（高校教育課）	7
一般競争入札（2件）（地球環境課）	8
特定調達契約に係る一般競争入札（教学指導課）	9
一般競争入札（教学指導課）	10
正誤（園芸特産課）	11
正誤（都市計画課）	11

告 示

長野県告示第359号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定による指定居宅サービス事業者の指定及び同法第46条第1項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定を、次のとおり事業所ごとに行いました。

平成17年8月15日

長野県知事 田中康夫

1 指定居宅サービス事業者

(1) 訪問介護

事業所の名称	所在地	指定した年月日
株式会社コムスン長野北ケアセンター	長野市稲田三丁目22番17号	平成17年8月1日
株式会社コムスン伊那ケアセンター	伊那市大字伊那部1845番地ほほえみ伊那	〃 "
てとてと麻績介護センター	東筑摩郡麻績村日4769番地1	〃 "

(2) 通所介護

事業所の名称	所在地	指定した年月日
ツクイ西尾張部	長野市大字西尾張部1089番地7	平成17年8月1日

デイサービスセンターいきいき	茅野市北山字南山栗平ヨリ三室大萱迄4035番地1296	〃 〃
宅老所みかさ	北佐久郡軽井沢町大字軽井沢199番地9	〃 〃
サンシャインあてら	木曾郡大桑村大字野尻931番地1	〃 〃
(3) 短期入所生活介護		
事業所の名称	所 在 地	指定した年月日
サンシャインあてら	木曾郡大桑村大字野尻931番地1	平成17年8月1日
(4) 認知症対応型共同生活介護		
事業所の名称	所 在 地	指定した年月日
グループホームひだまりの里とよしな	南安曇郡豊科町大字高家782番地2	平成17年8月1日
(5) 特定施設入所者生活介護		
事業所の名称	所 在 地	指定した年月日
リゾートケアホーム蓼科	茅野市北山字南山栗平ヨリ三室大萱迄4035番地1296	平成17年8月1日
2 指定居宅介護支援事業者		
事業所の名称	所 在 地	指定した年月日
居宅介護支援センターいきいき	茅野市北山字南山栗平ヨリ三室大萱迄4035番地1296	平成17年8月1日
上松町社会福祉協議会指定居宅介護支援センター	木曾郡上松町大字小川1702番地	〃 〃
特定非営利活動法人介護相談室縁	木曾郡上松町駅前通り1丁目46番地	〃 〃

高齢福祉課

長野県告示第360号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成17年8月15日

長野県知事 田 中 康 夫

1 解除に係る保安林の所在場所

松本市大字入山辺字山辺山北側8961-1681（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を長野県林務部森林保全課及び松本市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林保全課

選告示第40号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第18条第2項の規定により、衆議院（小選挙区選出）議員の選挙（長野県第1区又は長野県第2区のいずれか一方の選挙区において行われる同法第109条の規定による再選挙及び同法第113条第1項の規定による補欠選挙を除く。）の期日と同日に行われる衆議院（比例代表選出）議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に関し、長野市の区域を分けて次のとおり開票区を設ける。

平成17年8月15日

長野県選挙管理委員会委員長 松葉邦男

開票区	開票区域
第1開票区	長野県第1区の選挙区の区域
第2開票区	第1開票区の区域を除いた区域

選挙管理委員会

選告示第41号

政見放送及び経歴放送実施規程（平成6年自治省告示第165号）第2条第7項の規定により、衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者届出政党が政見放送を行うことができる一般放送事業者及び当該一般放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数を次のとおり定めます。

平成17年8月15日

長野県選挙管理委員会委員長 松葉邦男

区分	テレビジョン放送		ラジオ放送	
	一般放送事業者名	回数	一般放送事業者名	回数
届出候補者の数が1人又は2人の候補者届出政党	株式会社長野放送	1	信越放送株式会社	1
届出候補者の数が3人から5人までの候補者届出政党	信越放送株式会社 株式会社長野放送	1 1	信越放送株式会社	1

選挙管理委員会